

※このチェックリストの他、各項目内容を記載した設計図書または資料を添付してください。

条	項 目	内 容	設計図書 該当ページ
総則			
1	法7条1項	《必須》	
	各戸の床面積	原則として25㎡以上(居間、食堂、台所を共用の場合18㎡以上)(PSは面積から除く)	
	各戸の設備	各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を設置。(台所、収納設備、浴室は共同可能)	
	省令34条1項		
4	浴室の大きさ(短辺)	内法寸法で1,200mm以上(一戸建ての場合は1,300mm以上)	
	浴室の大きさ(面積)	1.8㎡以上(一戸建ての場合は2.0㎡以上)	
5	住戸内の階段	勾配22/21 けあげの寸法×2+踏み面の寸法=550mm以上650mm以下 踏み面195mm以上	
6	共用階段	けあげの寸法×2+踏み面の寸法=550mm以上650mm以下 踏み面240mm以上	
8	エレベーター設置	階数が3以上の場合はエレベーターを設置すること。	
2	健全な地域社会の形成	住宅は周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮すること。	
3	良好な居住環境の確保	住宅は安全、衛生、美観等を考慮し、入居者にとって便利で快適であること。	

敷地の基準			
4	敷地の位置	敷地は災害、公害等の居住環境の阻害の恐れのないこと。 日用品の購買、医療機関等の利用等入居者の日常生活の利便を考慮すること。	
5	敷地の安全性		
	安全措置	敷地は必要に応じて地盤改良、擁壁の設置等安全な措置が講じられていること。	
	排水措置	敷地は雨水、汚水を排出、処理するための必要な施設が設置されていること。	

住棟及び住戸専用部分			
6	住棟の基準	住棟等は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境の確保を考慮した配置とすること。	
7	住宅の規模、構造、設備等		
	住戸の規模	2人世帯以上の場合、世帯人員×13㎡。	
	住戸の構造、設備	防火、避難、防犯、断熱、遮音のための措置が講じられていること。	
	遮音界壁	住戸間には建築基準法30条の遮音界壁を設置すること。	
8	床及び壁の仕上げ	＜住戸内の床＞滑り、転倒等に対する安全性に配慮。	
9	建具等	建具の開閉のしやすさ、安全性に配慮。取手、引手、鍵は使いやすい形状で適切な位置に取り付け。	
10	設備		
	便所	＜日常生活空間内＞腰掛け式であること。	
	浴槽の縁の高さ	高齢者の入浴に無い等安全性に配慮したもの。	
	給水、給湯、電気、ガス設備	安全設備の備わった調理器具、操作が容易なもの。	
	住戸内の給湯	少なくとも1ヶ所は給湯設備を設けること。	
	住宅内の照明設備	安全に必要な箇所に設置され、十分な照度を確保すること。	
	警報器等	ガス漏れ検知機、火災報知器が設置されていること。＜高齢者が主に使用する台所＞	
	緊急通報装置	特定寝室、便所、浴室(共用の便所、共用の浴室含む。)に設置。	
11	温熱環境		
	断熱及び換気	各居室等の温度差を少なくするよう配慮。	
	暖冷房設備	居室、便所、脱衣室、浴室等の寒暖差による事故を防ぐ暖冷房設備等が使用できる構造とする。	
12	収納スペース	各居住部分に適切な量、無理のない姿勢での使用が可能な位置に設置。またはスペースを設ける。	
13	その他		
	玄関	ベンチの設置ができる空間の確保。上がり框に必要に応じた式台の設置。	
14	一戸建ての住宅の屋外部分		
	アプローチ	歩行、車いす利用に配慮した形状、寸法。	
	屋外階段	勾配、形状等が昇降の安全上支障のないもの。	
	屋外照明	安全性を配慮した照度の確保。	

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び屋外部分			
15	共用の居間等	＜住戸の面積を25㎡未満とする場合。＞	
	居間及び食堂の面積	居間及び食堂の合計面積＞入居想定人数×2㎡(内法面積)	
	居間及び食堂の設備	洗面設備の設置(1ヶ所/10人程度)及び容易に使用できる場所に水洗便所の設置	
	食堂の座席の確保	入居想定人数分の座席の確保	
	台所の設備	身体の不自由な者の使用に適した設備	
	台所の位置	共用の居間、食堂に隣接	
	台所の規模	入居者の利便性を考慮した適切な規模。(利用計画等を添付)	

16	共用の収納設備、浴室	＜各戸に収納設備または浴室を設けない場合。＞	
	共用の収納設備の面積	各住戸及び共用倉庫の面積の合計＞対象人数×1.6㎡	
	共用の浴室	身体の不自由な者の使用に適した設備	
		特定寝室のあるすべての階に1以上の浴室が設置されていること。	
		介護浴室が設置されていること。	
17	共用廊下	＜日常利用する1つの経路＞	
	有効幅員	1,400mm以上。両側に居室のある中廊下は1,800mm以上	
18	エレベーター	＜入居者が建物出入りのために利用するもの＞	
	乗り降りボタン・操作盤	車いす利用者に配慮したもの	
19	汚物処理室	各階に1箇所以上の汚物処理室が設置されていること。＜	
20	洗濯室	＜日常生活空間内＞利用者の数に応じた洗濯機及び乾燥機が設置できる広さの洗濯室の設置。	
21	アプローチ	主要な敷地内通路の歩行及び車いすでの移動も安全性及び利便性確保	
22	床の仕上げ	滑りや躓きに対して安全性に配慮	
		アプローチ	
		建物出入り口	
		階段	
		傾斜路	
		共用廊下	
23	照明設備	安全性に配慮した十分な照度	
		屋外アプローチ	
		共用部分	
24	附帯施設	必要な附帯施設の設置	
		自転車置き場	
		物置	
		ゴミ置き場	
	良好な居住環境	入居者の衛生、利便等に支障が生じないよう配慮された附帯施設	
25	管理諸室	提供サービスに応じた規模の室の設置	
		事務(管理)室	
		宿直室	
		介護職員室	
		介護材料室	
		倉庫	
		職員休憩室	

共同施設			
26	共同施設	入居者の利便を確保した適切なものの設置	
27	公園、広場及び緑地	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮された位置及び規模	
28	敷地内通路		
	配置	日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないよう合理的に配置	
	階段	必要な補助手すり又は傾斜路の設置	

【不動産取得税に関する調べ】耐火構造等の要件について…下記の該当する項目について、必ずご記入ください。なお、本要件はサービス付き高齢者向け住宅の登録要件ではありません。			
1 又は 2 に 該 当 す	1 主要構造部	耐火構造、又は、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに該当	
	2 省令		
	外壁及び軒裏の構造	防火構造であること	
	屋根	建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に適合すること	
	天井及び壁(室内)	通常の火災時の加熱に15分以上耐える性能であること	
	その他の部分	防火上支障のない構造であること	

注

特定寝室	高齢者の利用を想定する一の主たる寝室。
日常生活空間	高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、特定寝室、食事室及び特定寝室の存する階にあるバルコニー(設置階を除く。)、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ主たる経路。

本書 類の 作成 者	氏名	建築士資格及び登録番号	
	印	資格	登録番号
	建築士事務所の名称	所属事務所登録番号、住所、電話番号	
		事務所登録番号	事務所の住所 電話

※作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
☐ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。